

京都大学大学院経営管理研究部・経営管理教育部設置準備委員会要項

(平成17年6月14日総長裁定)

- 第1 京都大学に、大学院経営管理研究部及び大学院経営管理教育部準備委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 第2 委員会は、大学院経営管理研究部及び大学院経営管理教育部(専門職大学院)に係る次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 大学院の長の候補者の選考に関する事。
 - (2) 大学院の教員の人事に関する事。
 - (3) 大学院の教育課程に関する事。
 - (4) 大学院の入学試験に関する事。
 - (5) 大学院の予算に関する事。
 - (6) 大学院の施設及び設備に関する事。
 - (7) その他大学院の設置に関し必要な事。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 経済学研究科長及び工学研究科長
 - (2) 総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第2号の委員は、総長が委嘱する。
- 第4 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第6 委員会に関する事務は、経済学研究科事務部において処理する。
- 第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成17年6月14日から実施する。